毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和６年６月14日
金　曜　日

第5243号

目　　次

告　　示
○令和６年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定　1

告　　示

富山県告示第271号

令和６年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について

令和６年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長について（令和６年富山県告示第８号の２）において別に告示で定めることとされている期日のうち、富山県又は石川県（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除く。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、令和６年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について（令和６年富山県告示第 149号）において申告、納付等の期限を令和６年５月31日に指定した税目を除き、その期限が同年１月１日から同年７月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和６年６月14日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

（税 務 課）

令和６年６月14日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番